

一般社団法人日本歯科イノベーション協会 会則（JDI 会則）

第1条(基本理念と目的)

『一般社団法人日本歯科イノベーション協会(以下、「JDI」といいます)』は、以下を活動の柱として、歯科業界の発展に寄与することを目的とします。

1. 歯科医院経営を把握するためのデータ収集および分析
2. 歯科医院経営アドバイザーの養成
3. 会員向け定例会の開催
4. 顧問先の紹介
5. 承継相談センターの運営

第2条(会員)

会員とは、JDI に対して本会則を承認の上、会員への入会を申込み、JDI が適格と認めた以下を指します。

1. 一般会員(歯科医院の経営向上を目指す職業税理士、および職業公認会計士個人)
2. 準会員(歯科医院の経営向上を目指す職業税理士、および職業公認会計士個人)
3. 賛助会員(JDI の活動に賛同する企業、および個人)

第3条(歯科医院経営データの収集および分析)

会員は、JDI が定めた項目について、歯科医院のデータ収集を行います。会員は、第1条に定める JDI の基本理念と目的に基づいて、集積データを任意に利用できます。

第4条(歯科医院経営アドバイザーの養成)

JDI は、歯科医院経営アドバイザー養成講座を修了した会員を、歯科医院経営アドバイザーとして推薦し、JDI のホームページで公開します。

第5条(提供サービス)

会員は、別紙「入会のご案内」に記載された JDI が提供するサービスを優先的に利用できます。

第6条(著作権)

サービスによって提供される情報の著作権は JDI に属します。会員は、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第7条(入会金と年会費)

1. 一般会員と準会員は、入会時に所定の入会金と初年度の年会費(4月を起算月として、入会月から月割計算)を支払います。
2. 賛助会員は、入会時に所定の年会費を支払います。(入会月を起算月とする)
3. JDI は、入会の申込受付を毎月15日に締め切り、16日以降は翌月の入会とします。
4. 一般会員と準会員は、毎年3月に翌年分の年会費を所定の方法で支払います。
5. 賛助会員は、入会月の前月を更新月として翌年分の年会費を所定の方法で支払います。
6. 退会した会員は、JDI が認め、入会手続きを行うことにより再入会できます。
7. お支払いいただいた入会金、年会費は、理由の如何を問わず、返金できません。

第8条(退会ならびに会員資格の取消)

1. 会員は、年度途中での退会はできません。(一般会員と準会員は4月起算、賛助会員は入会月から1年間)
2. 会員は、2か月前(一般会員と準会員は毎年1月末日、賛助会員は更新月の2ヶ月前の末日)までに退会届を書面で提出することにより、退会できます。
3. 会員が、以下の各号に該当したとき、JDI は会員資格を取り消すことができます。
 - (1) 本会則に違反したとき
 - (2) JDI の名誉、信用や利益を著しく害する行為があったとき
 - (3) 会費の支払いが入会期限より3ヶ月以上滞ったとき(一般会員と準会員のみ)

第9条(届出事項の変更)

会員は、JDI に届出の名称・住所・電話番号などに変更が生じた場合、速やかに変更連絡を行います。

第10条(会則の変更)

本会則の変更は、JDI により変更事項を会員に通知します。なお、会員の承認は、会員が JDI を利用することにより承認とみなします。

第11条(免責および損害賠償)

JDI は、サービスに関連して生じた契約者及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとします。

付則 本会員規約は、2018年4月1日より実施します。

以上

一般社団法人日本歯科イノベーション協会(JDI: ジェイディーアイ)会則